寄附金等取扱規程

（目 的）

第１条

この規程は、定款第９条第４項の規定に基づき公益社団法人茨城県臨床検査技師会（以下｢この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第２条

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

① 一般寄附金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金

② 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

２ この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

（一般寄附金の募集）

第３条

この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

２ 一般寄附金は、寄附金総額の５０％以上を定款第５条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

（受領書等の送付）

第４条

一般寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

２ 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

（募金に係る結果の報告）

（特別寄附金）

第５条

この法人は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

２ 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

３ 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

③ 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合

④ 前３号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

（情報公開）

第６条

この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第２２条第５項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第７条

寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

（改 廃）

第８条

この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

１ この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

２ この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

　　（平成３０年３月１１日　理事会議決）